

ご担当者様

公益財団法人原子力安全技術センター  
原子力安全部 MS事業係

令和3年度厚生労働省委託  
「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」  
のご案内

この度、原子力安全技術センターでは、厚生労働省より「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」を受託し、事務局として事業を実施しているところでございます。

この事業は、電離放射線による労働者の健康障害防止を目的とする電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から改正施行され、眼の水晶体に受ける被ばく線量（等価線量）の限度が、それまでの年間150ミリシーベルトから、1年間につき50ミリシーベルト、かつ、5年間で100ミリシーベルトに引き下げられたことに対応するものです。

本事業では、放射線業務に従事する医療従事者の被ばく低減のためのマネジメントシステムについてご説明し、貴機関における放射線被ばく管理を支援します。

詳しくは、ホームページ、リーフレットをご覧くださいと存じます。ぜひご活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」のホームページ：<https://ms.nustec.org/>

【お問合せ先】

公益財団法人原子力安全技術センター 原子力安全部 MS事業係  
TEL 03-3830-0720（直通）  
メールアドレス ms-jimukyoku@nustec.or.jp